

商工会かわら版

NO 49 号 令和元年 9 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326
大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★ 商工会職員 定期巡回のご案内

10 月は定期巡回訪問の月です。

各職員が担当地域を定期巡回致します。

この機会に経営、労働、記帳など、自社の経営課題や資金繰りなど、お困りのことがあればお聞かせください。

★10.11.12 月は 商工貯蓄共済加入推進月間です

商工貯蓄共済とは、「貯蓄」「融資」「保障」の3つの特色を組み合わせた商工会会員のための共済制度です。

- 掛金 1 口 2,000 円 (最大 15 口) 期間 10 年
- 死亡保険金 1 口につき 100 万円 (※年齢によって保険額は減額されます)
- 満期がうれしい
⇒30 歳の女性の方が 1 口加入された場合は 213,600 円が積立金となります (年保険料等 1,440 円、月保険料 120 円)
中途解約しても積立金部分は返還いたします。
ぜひ商工会の商工貯蓄共済をご検討ください。

★ 働き方改革推進支援セミナー

【日時】 11 月 6 日 (水) 10:00~12:00

【場所】 川本町商工会 会議室

●同一労働同一賃金 ●働き方改革 ●時間外労働上限規制 ●労働関係助成金等の活用 など

★ 消費税軽減税率導入への対応はお済みですか？

～導入後の経理の注意点～

軽減税率導入後は、日々の会計処理について変更点が生じます。お問い合わせの多い質問について、消費税の課税状況に応じた対応方法をご紹介します。

①売上・仕入の計上について

免税：申告において、現状 8%と 10%の売上・仕入を仕訳する必要はありません。

簡易課税：売上については 8%と 10%を仕訳する必要があります。

本則課税：売上・仕入・経費全てにおいて 8%と 10%を仕訳する必要があります。

なお、経費については 8%商品の販売の有無によらず、全業種に関係しますので注意が必要です。
※売上や仕入における 8%、10%の割合を算出する際、各事業所の経理能力により仕訳が困難な場合には、『10 日間の売上割合をもって売上割合を決める』、『売上割合に準じて仕入割合を決める』、『仕入割合に準じて売上割合を決める』、『主に 8%の商品を販売する場合、8%と 10%の売上割合を半々で計算できる』などの特例措置があります。【特例期間：2023 年 9 月 30 日まで】

②価格表示の記載方法

価格表示については原則**税込表示が基本**です、税抜表示を行いたい場合は『100 円(8%)、100 円(10%)』といったように税率を記載するなど、税率が違うことをお客様に示す必要があります。また、お持ち帰り店内飲食があるような店では、『108 円(110 円)※店内飲食とテイクアウトでは税率が異なります。お持ち帰りをされる場合はお申し出ください』といった表記をレジ横などに記載する必要があります。

★ 島根県の経済動向 (R元.9/4)

島根県の経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。生産活動はこのところ弱い動きがみられる。雇用情勢は改善の動きが続いている。個人消費は緩やかに持ち直している。投資動向は持ち直しの動きが続いている。(R元年 6 月分)

生産活動	雇用情勢	個人消費	投資動向	企業倒産	金融情勢	物価
弱い動き	改善の動き	緩やかに持ち直し	持ち直しの動き	倒産件数 7 件	貸出金対前年 2.5%増	対前年 0.3%増